



# News Letter

平成29年4月5日  
発行  
第33号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

鈴木 秀 廣

### 有期雇用労働者等に関する特別措置法について

この法律は、労働契約法第18条（無期転換ルール）に関する**特例を設けた**ものです。

記

#### 1. 特例とは！

労働契約法第18条に定められている有期雇用労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（無期転換ルール）に関わらず、労働局雇用環境均等室へ認可申請を行い、認定通知書の交付を受けることにより、引き続き有期雇用契約の延長が認められます。

#### 2. 対象有期雇用労働者

##### (1) 専門的知識を有する有期雇用労働者

医師、歯科医師、薬剤師、博士学位、弁護士、税理士、社労士等で年収1,075万円以上、**5年を超える一定期間内に完了するもの**に限る。

##### (2) 定年に達した後、引き続いて当該事業主に雇用される有期雇用労働者

定年（60歳以上）に達した後も引き続いて**5年を超える期間働く**ことを希望した労働者

#### 3. 申請・相談窓口

最寄りの労働基準監督署、または茨城労働局雇用環境均等室

#### 4. 認定申請書および添付書類

##### (1) 第一種計画認定申請書

①特製に応じた雇用管理に関する措置を実施することが分かる資料

②雇用契約書の雛形、③就業規則（申請に関わる部分のみで可）

##### (2) 第二種計画認定申請書

①高年齢者雇用状況報告書、②雇用契約書の雛形

③就業規則（高年齢者雇用確保措置の部分のみで可） 以上

いつかはお役に立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高橋 勉

### Q. 時間外労働の時間数を賃金台帳に必ず記載しないといけないのですか？

A. その通りです。労働基準法第108条とその施行規則により「労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。」となっております。今年の1月に厚生労働省から「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべきガイドライン」が公表されました。この中にも前記のことが述べられています。このガイドラインは昨年話題となった電通の女子社員の自殺事件や相次ぐ過労による事件の多発を踏まえて、改めて労働者を管理する側に、労働時間の正確な管理の徹底を呼び掛けたものです。職員の健康と幸せな生活の為にも、労働時間を自己申告制の不適正な運用をすることで、長時間労働を隠蔽したり、残業代を未払いにしないよう正しい管理を行いたいものです。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp